

令和4年 第10回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年10月13日					
3. 開催通知の期日	令和4年10月13日					
4. 招集期日	令和4年10月28日					
5. 招集場所	町役場401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	3	湯本智明	欠	14	齊藤蝶次郎	出
	4	山本武彦	出	15	佐藤次雄	欠
	5	山口 剛	出	16	白鳥金次	出
	6	望月美知子	欠	17	湯本貴文	出
	7	福井敏彦	出	18	上原 仁	出
	8	渡辺輝子	出	19	山本善孝	出
	9	湯本 浩	出			
10	藤浦忠広	出				
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

12. 提出議案

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

## 当面の日程について

### <開会>

会長代理 それでは、ただいまより第10回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。  
それでは、まず初めに、招集者挨拶、山本会長、よろしく願いいたします。

### <招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。  
朝晩大分寒くなり、体のほうも身にしみるような時期になってまいりました。紅葉のほうも大分里に下りてきて、周りを見ると大分色づいてきて、本当に秋になったなという感覚になってきました。町の特産のフジも赤くなりつつあり、収穫時期を間近に迎えているわけですが、まずまずの出来栄えだと思っています。農家の方は最後の追い込みになってきますけれども、頑張って作業をしていただきたいと思います。  
それで、10月なのですけれども、7日の日に町のブラッシュアップ品評会、シャインマスカットの部がございまして、出品数が19点ありまして、各関係者の品評会に出席していただいた中で、19品の中で7作品を選出していただきまして、5品について入賞品を決めていただきました。一番最高賞ということで宇木の岡田さんが最優秀賞ということで、ほかは4名の方が優秀賞なり、ほかの賞がいっぱいあったのですけれども入賞されました。入賞された方はおめでとうございます。  
それと、21日の日には、県知事との県民対話集会があり、文化センターで行われましたけれども、各関係機関のほうから70名近い参集者がありました。その中で、観光業と農業関係者が結構多かったわけで、女性の方も数は多くないのですけれども姿は見えました。それで、観光業者のほうからは4点ぐらい意見交換ということで話されました。農業関係のほうでも、4名ぐらいが知事に対して質問やら提案をしていただきました。知事のほうも内容的に、知事はもう県知事でありますので、ほぼ理解はしている中でもまだ実行的には移せないということで、また県に持ち帰って検討するというお話もたくさんありました。その県民集会ですけれども、長野県77市町村を全部知事が回るということで、そういう話をお聞きしたわけですが、山ノ内町においては4件目ということでございました。それで、農業的にはどこまでやってくれるかなというのがちょっと分かりませんが、観光的にはここで明日からオーストラリアのほうに知事と町の町長と、この近隣の町長が宣伝というか、そういう形でオーストラリアのほうに四、五日かな、日数的にちょっと忘れましたが、行って長野県をアピールしてくるそうです。こんな感じですが、この集会の記事的には22日の信毎と今日のローカルに記事に載っていましたので、またちょっと新聞などを引き出してきてみて読んでいただければと、そんなふうに思います。  
今月の定例会は、そういう感じなのでまたよろしく願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。  
議事に入る前に、本日の欠席者ですが、6番の望月美知子委員、15番、佐藤次雄委員から欠席という連絡をいただいております。  
それでは、議事の進行を山本会長、よろしく願いいたします。

### <議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ですけれども、  
8番 渡辺輝子 委員  
9番 湯本 浩 委員  
お願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入りたいと思います。  
(1) 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページ目をお願いします。報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月7件です。  
1件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか5筆、現況地目、田、現況面積、合計で5,811平米、あっせんの希望一部ありということで、位置図を12ページに載せています。個人で相続したのですけれども、後であっせん希望ということで、今は特に何も植わっていない状況だということです。  
1ページ目に戻りまして、2件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、ほか6筆、現況地目、田、現況面積、合計で1,161平米、あっせんの希望はございません。  
3件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、ほか1筆、現況地目、畑、現況面積、合計で5,064平米、あっせんの希望はございません。  
4件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、ほか2筆、現況地目、原野、現況面積、合計で6,435平米、あっせんの希望はございません。  
5件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、現況面積110平米、あっせんの希望はございません。  
6件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、ほか10筆、現況地目、田、現況面積、合計で6,608平米、あっせんの希望はございません。  
7件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、ほか1筆、現況地目、畑、現況面積、合計で1,085平米、一部あっせんの希望ありで、位置図が13ページでございます。2筆相続したうちの1筆で、自宅の裏にある農地で、今は草が生えている状況ということです。  
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。報告事項ですが、何かご質問がありましたら、お願いします。(なし)  
ないようでしたら、次に進みたいと思います。  
(2) 番、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月2件です。

1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万4,812平米、家族総数3、稼働人員がゼロです。受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数4、稼働人員が3です。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目は畑で、合計面積が3,697平米となります。契約内容は売買で、価格は220万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、プラムの作付で新規就農となっております。位置図を14ページ、公図を15ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇から約100メートルほど南に位置する農地となっております。

続いて、2件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに6,189平米、家族総数4、稼働人員はゼロです。受人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員は1です。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、地目は畑で、合計面積が1,054平米となります。契約内容は売買で、価格は6,483円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、住宅取得により隣接する農地を併せて取得をし、野菜の作付で新規就農となっております。位置図を16ページ、公図を17ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇から約200メートルほど西に位置する農地となっております。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、この件についての補足説明をお願いいたします。1番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 渡人の〇〇さんは、〇〇〇〇に就職されて、そちらにおうちを構えておられます。週末には来て、ちょっとリンゴをやったりいろいろされていたのですが、腰を痛めちゃってもうやりようがないということで。それで受人の〇〇〇〇さんは、今年から会社を辞めて就農されました。もともとこの土地は〇〇さんが借り受けてプラムを作っていて、もう20年ぐらいたつと思います。現実を見ても問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問を受けたいと思います。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決をとります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、補足説明をお願いいたします。福井委員、お願いいたします。

福井委員 〇〇〇〇に住まれている〇〇さんは、定年後は田舎暮らしをしたいと思っております。このたび〇〇さんの自宅と隣接する畑を取得し、こちらに移住をして家庭菜園をして住みたいと考えております。現地を見ましたけれども、きれいに管理されており、〇〇さんは農業のほうはあまり経験ないということなのですけれども、近所の方の助言をもらいながらやっていきたいと大変意欲的でありますので、問題はないと思います。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
続きまして、(3)番、議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、こちらは の農地を転用する案件で、今月1件あります。  
場所ですが、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇〇、地目は、台帳、田、現況、畑、面積は57平米、農地区分は1種農地に該当しまして、申請事由は駐車場・通路、そしてカーポートの建築ということです。申請人は、〇〇の〇〇〇〇、事由の詳細ですが、自家用車1台の雪、雨よけのカーポート及び住宅玄関への通路に利用するためということです。場所ですけれども、18ページに位置図がございます。佐野角間インターチェンジから北寄りに250メートルほどに位置する農地です。公図の写しを19ページ、登記簿謄本の写しを20ページ、カーポートの図面を21ページに載せております。  
以上です。

議長 ありがとうございました。  
補足説明を湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 〇〇〇〇さんなんですが、今ある住宅に雨が降れば雨が吹き込むし、雪が降れば雪が降る、もうそれが大変だということでカーポートを造るそうです。何の問題もないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。これについて質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
(4)番、議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、こちらは所有権移転に伴う農地転用の案件になります。今月2件あります。  
1件目、所在地ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇、同じく〇〇〇〇-〇〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は87平米と46平米の計133平米、農地区分は3種農地に該当しまして、駐車場の造成ということになります。申請人ですが、渡人は〇〇〇在住の〇〇〇〇、受人は〇〇〇の〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細ですが、既存の受託敷地は現在駐車スペースが不足しており、土地を取得して駐車場として利用するためということです。  
2件目の案件ですが、すみません、資料の訂正をお願いします。申請人のところですが、渡人、〇〇〇〇と受人、〇〇〇〇〇となっていますが、こちらは入替えでお願いします。渡人に〇〇〇〇〇、受人に〇〇〇〇〇でお願いします。  
2件目の所在地ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は1,054平米、農地区分は3種農地に該当しまして、申請理由は一般住宅の建築になります。申請人は、渡人、〇〇の〇〇〇〇〇、受人は〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細ですが、現在住んでいる家が手狭になり、土地を購入し、住宅を建築して移住するためということです。場所ですけれども、

資料27ページをお願いします。山ノ内中学校に隣接、北の方角に隣接する農地になります。28ページに公図の写し、29、30ページに登記簿謄本の写し、31ページから33ページにかけて住宅の図面を載せております。

4ページの農地法第5条の規定による許可申請については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この案件についての補足説明をお願いいたします。1件目、山口委員、お願いいたします。

山口委員 渡人の○○○○さんは、長年高校の数学の教員をされておりました。中高とか南高とかでお世話になった方もいられるかと思えますけれども、現在は定年された後、お嫁さんに行った娘さんを頼って今○○○に転居されました。その後、この住宅にIターンされた○○○○のご夫婦が入られたというのが現状です。それで、屋敷の裏に小さい野菜畑をやっていたのですが、今はその若夫婦はやっていないというのが現状です。それで、道を挟んで反対側の○○○さんも、若手が家に入られてきて自動車も増えた。それで○○○さんのお宅に畑を使って駐車場にしたいという流れだそうです。両方とも非常に若い人が地元に入るためのものだからということなので、嬉しいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番について補足説明をお願いいたします。湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 ○○さんは、兵庫県から長野県に移住されてきて、現在は○○○に住んでおられます。子供が大きくなり、現在住んでおられる家が手狭になったということで住宅を探していたところ、町内で利便性のよい今回のその土地を紹介されてきて、購入して家を建てるというものです。役場から300メートル以内で、第3種農地として転用も問題ありませんということをお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

続いて、(5)番、議案第30号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料8ページをお願いします。議案第30号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が1件、利用権設定の再設定が2件の計3件です。

まず、売買のほうから申し上げます。所有権の移転を受ける者、○○○○○○○○○、移転する者、○○○の○○○○、移転する農地、大字寒沢字○○○○○○、現況地目が畑で面積が2,037平米です。利用目的はリンゴとなっております。所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和4年11月21日、対価につきましては89万8,000円となっております。

続きまして、資料10ページをお願いします。

次に、利用権設定です。1件目ですが、設定を受ける者が○○○の○○○○、設定する者が○○○○○の○○○○、設定する農地、大字夜間瀬字○○○○○○○○○、

同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、畑で合計面積が1,918平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万3,200円の再設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、畑で1,237平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万5,000円の再設定となります。

以上3件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、所有権移転についての補足説明を上原委員、お願いたします。

上原委員 この案件ですが、〇〇さんは、もう何十年も前からこの土地を〇〇の〇〇〇〇さんのお父さんの代からもう何十年も借りていて、〇〇さんも戻ってきて耕作するつもりもないということなので、売買ということで話がまとまりました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
続いて、利用権設定についての補足説明をお願いたします。渡辺委員、お願いたします。

渡辺委員 〇〇さんは、以前より、この農地は別の方に貸して耕作していただいたのですが、その方も高齢になったため10年前に返したいということで返されたのですが、〇〇さんの娘さんが〇〇に嫁いでいたこともあって、近くに畑を持っている〇〇〇〇さんに借りてもらえないかと打診したところ引き受けていただき、1年前に〇〇さんが耕作することになりました。今日見に行ってきたのですが、10年かけて矮化だったリンゴをととてもコンパクトな成木に仕上げたあって、すばらしい畑になっていました。再設定でもあり、問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
2番の案件について、齊藤委員、お願いたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんは、若くて、今、ブドウとかリンゴとかプラムとかいろいろやられている方です。それで、〇〇〇〇〇さんという方は、ご主人が亡くなられ、息子さんもちょっと体調も悪いみたいで借りてもらっているという感じなんです。再設定ですので、問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
以上をもちまして、議事を終了したいと思います。大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

それでは、その他ということで、事務局より当面の日程について、説明をよろしく  
お願いいたします。

<その他> 当面の日程について

会長代理 以上をもちまして第10回山ノ内町農業委員会定例総会を閉会といたします。どう  
もありがとうございました。

閉会 午後 4時50分